

認定こども園施設整備交付金交付要綱

平成27年5月21日 文部科学大臣裁定

(通 則)

第1条 認定こども園施設整備交付金（以下「交付金」という。）の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）の規定によるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この交付金は、認定こども園の設置促進のため、都道府県が行う認定こども園の施設整備事業に係る経費の一部を交付し、もって子供を安心して育てることが出来る体制の整備を促進することを目的とする。

(交付の対象)

第3条 文部科学大臣（以下「大臣」という。）は、認定こども園の設置を促進する施設整備事業（以下「交付対象事業」という。）を都道府県が実施するために必要な経費のうち、交付金の交付の対象として大臣が認める経費（以下「交付対象経費」という。）について、予算の範囲内で交付金を交付する。

2 交付対象事業は、学校法人及び社会福祉法人が設置する認定こども園等に対し、都道府県（間接補助事業等（適正化法第2条第5項に規定する間接補助事業等をいう。）においては市町村（特別区を含む。））が実施する施設整備事業とし、交付事業の内容、交付対象経費、及び交付金の額等については別記に定めるところによる。ただし、他の補助金等の補助対象となるものを除く。

3 次に掲げる費用については交付の対象としないものとする。

- (1) 土地の買収または整地に要する費用
- (2) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- (3) 職員の宿舎に要する費用
- (4) その他認定こども園の施設整備として適当と認められない費用

(申請手続)

第4条 この交付金の交付を受けようとする都道府県は、別に定める期日までに、交付申請書（様式1）を大臣に提出しなければならない。

(交付の決定)

第5条 大臣は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、これを審査の上、交付金を交付すべきと認めたものについて交付決定を行い、交付決定通知書(様式2)によりその決定の内容を交付の申請をした都道府県に通知するものとする。

2 大臣は、前項の決定をする場合において、必要に応じ条件を付することができるものとする。

3 大臣は、交付申請書が文部科学省に到達した日から起算して原則として30日以内に交付決定を行うものとする。

(申請の取下げ)

第6条 前条の通知を受けた都道府県は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から30日以内に、その旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。

(交付対象事業の遂行)

第7条 都道府県は、交付対象事業を遂行するため契約を締結し、また支払いを行う場合には、国の契約及び支払に関する規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげ得るように経費の効率的使用に努めなければならない。

(計画変更)

第8条 都道府県は、交付対象事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ内容変更承認申請書(様式3)を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付の目的を変えないで、交付金の交付決定額に影響を及ぼさない軽微な変更の場合はこの限りではない。

2 第5条第1項の規定は、前項の場合について準用する。この場合の変更交付決定通知書は様式4によるものとする。

3 大臣は、第1項の承認をする場合においては、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

4 第5条第3項の規定は、第1項の承認をする場合において準用する。

(交付対象事業の中止又は廃止)

第9条 都道府県は、交付対象事業を中止又は廃止しようとするときは、中止(廃止)承認申請書(様式5)を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付対象事業の遅延の届出)

第10条 都道府県は、交付対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は交付対象事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに事業遅延報告書(様式6)を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第11条 都道府県は、交付対象事業の遂行及び支出状況について、大臣の要求があったときは、速やかに状況報告書(様式7)を大臣に提出しなければならない。

2 大臣は必要があると認めるときは、その状況を調査することができる。

(実績報告)

第12条 都道府県は、交付対象事業が完了したとき若しくは交付対象事業の廃止の承認を受けたときは、その日から起算して30日を経過した日又は交付金の交付の決定をした会計年度の翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式8）を大臣に提出しなければならない。

2 前項の場合において、実績報告書の提出期限について、大臣の別段の承認を受けたときは、その期間によることができる。

（交付金の額の確定等）

第13条 大臣は、前条第1項の規定による実績報告書を受けたときは、その実績報告書の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、交付対象事業の実施結果が交付金の交付決定の内容（第8条に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付された条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、額の確定通知書（様式9）により都道府県に通知するものとする。

2 大臣は、都道府県に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。

3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（交付決定の取消し等）

第14条 大臣は、第9条の交付対象事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号に掲げる場合には、第5条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 都道府県が適正化法及び適正化法施行令その他の法令若しくはこの要綱又はこれらに基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 都道府県が交付金を交付対象事業以外の用途に使用した場合

(3) 都道府県が交付対象事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合

(4) 交付決定後生じた事情の変更等により、交付対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、都道府県に対し、当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 大臣は、第1項第1号から第3号の理由による交付の決定を取り消し、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る交付金の受領の日から、納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項に基づく交付金の返還及び前項の加算金の納付については、前条第3項の規定を準用する。

（交付金の支払）

第15条 交付金の支払は、原則として第13条第1項の規定により交付すべき交付金の額を確定した後に行うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、会計法（昭和22年法律第35号）第22条及び予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条第4号に基づく財務大臣との協議が調った際には、交付金の全部又は一部について概算払いすることができる。

(財産の管理等)

第16条 都道府県は、交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、交付対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

- 2 取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産処分の制限)

第17条 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号及び第5号の規定により処分を制限する取得財産等（以下「処分制限財産」という。）、並びに同第14条第1項第2号の規定により処分を制限する期間は、大臣が別に定める。

- 2 都道府県は、前項の規定により定められた期間内において、処分制限財産を処分しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。
- 3 前条第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(交付金の経理)

第18条 都道府県は、交付対象事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して交付対象事業の収入額及び支出額を記載し、交付金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 都道府県は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して前項の収支簿とともに、交付対象事業の完了、あるいは中止又は廃止する日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(間接補助金等交付の際付すべき条件)

第19条 交付申請者は、別記の1表に掲げる間接補助事業者等（適正化法第2条第6項に規定する「間接補助事業者等」をいう。）に交付金を交付するときは、本要綱第6条から第18条まで（第15条を除く。）の規定に準ずる条件を付さなければならない。

(その他)

第20条 前条までに定めるもののほか、交付金の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

附則（平成27年5月21日 27文科初第323号）

この要綱は、平成27年5月21日から施行し、平成27年4月9日から適用する。

別記（第3条関係）

1 交付金の交付対象事業の内容、交付申請者、間接補助事業者等、交付対象経費及び交付金の額等は次のとおりとする。

事業名	交付対象事業の内容	交付申請者 (直接補助事業者等)	間接補助事業者等	交付対象経費	交付金の額
認定こども園施設整備事業	認定こども園の設置促進を図るため、都道府県が主体となり、「質の向上」や地域の実情に応じた認定こども園の設置、必要を踏まえ、市内に効果的かつ効率的な設置が図られるよう、認定こども園の拡充を図る。また、認定こども園の施設整備及び社会福祉法人等に対する整備を実施するもの。	都道府県	市町村（特別区を含む。）	本体工事費、解体撤去工事費、及び仮設施設整備工事費、実施設計費、耐震診断費等 ※各費目の取扱については、実施要領に定めるところによる。	交付対象経費の1/2以内とする。 補助対象経費（交付金の額）の算定方法については実施要領に定めるところによる。

2 交付金の額について

1. 認定こども園整備に係る交付金の額は、市町村（特別区を含む。）が域内の学校法人等による認定こども園施設整備事業について、交付対象経費の1/4以内で補助を行うとき、これに対する都道府県の交付対象経費の1/2以内を交付金の額として交付する。
2. 幼稚園耐震化整備に係る交付金の額は、交付対象経費の1/2以内を交付金の額として交付する。
3. 算定されたそれぞれの額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

3 国の財政上の特例措置について

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年法律第87号）第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施された豪雪地帯に所任する場合は、実施要領に定める算定基準による。

4 本要綱における「施設整備」とは次に掲げる整備内容とする。

種類	整備区分	整備内容	対象となる事業内容
新設	創設	・新たに施設を整備すること。	認定こども園整備

<p>修理</p>	<p>大規模修繕等</p>	<p>・既存施設について、別紙に定める対象事業に係る整備をすること ・地震防災上倒壊等の危険性の整備を行う事業においては、既存施設の耐震補強のため必要となる補修工事や当該工事と併せて付帯設備の改造等を行う次の整備をすること。 ①給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備等付帯設備の改造工事 ②その他必要と認められる上記に準ずる工事</p>	<p>認定こども園整備 幼稚園耐震化整備 (幼保連携型認定こども園の整備に限る。)</p>
<p>改造</p>	<p>増築 増改築 改築</p>	<p>・既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること ・既存施設の現在定員の増員を図ること (一部改築を含む。) ・既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備(一部改築を含む。)をすること。</p>	<p>認定こども園整備 幼稚園耐震化整備 (増築を除く。)</p>

認定こども園施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて

1. 大規模修繕等対象事業

区 分	内 容
(1) 施設の一部改修	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事
(2) 施設の附帯設備の改造	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備等附帯設備の改造工事
(3) 施設の模様替	狭隘な居室を入所者の新しい処遇のニーズに合わせて拡大を図る際の間仕切り工事及び部屋の使用目的を変えるための内部改修工事
(4) 環境上の条件等により必要となった施設の一部改修	① 活火山周辺の降灰地域等における施設の換気設備整備や窓枠改良工事等 ② アスベストの処理工事及びその後の復旧等関連する改修工事（1園当たり300万円以上の事業を対象とする。）
(5) 消防法及び建築基準法等関係法令の改正により新たにその規定に適合させるために必要となる改修	消防法設備等（スプリンクラー設備を除く。）について、消防法令等が改正されたことに伴い、新たに必要となる設備の整備
(6) 特殊付帯工事	既存施設について、建物に固定して一体的に整備する工事（対象となる事業については、2「特殊付帯工事対象事業」による）
(7) 土砂災害等に備えた施設の一部改修等	都道府県等が土砂災害等の危険区域等として指定している区域に設置されている施設の防災対策上、必要な補強改修工事や設備の整備等
(8) 耐震化等整備事業	地震防災対策上必要な補強改修工事であって、既存施設について私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）交付要綱（平成27年5月14日27文科初第292号）別表1第3項及び別表2に準じて整備される工事
(9) その他施設における大規模な修繕等	特に必要と認められる上記に準ずる工事

2. 特殊付帯工事対象事業

(1) 資源有効活用整備

ア 趣旨

認定こども園等において施設で消費する資源の有効活用及び地域環境の保全に資すること等により、施設利用者及び地域社旗に対し快適な生活環境を提供する施設作りの推進を図る。

イ 対象施設

対象となる施設は、認定こども園等であって、建物に固定して一体的に整備するものとする。

ウ 対象経費

建物に固定して一体的に整備する次に掲げるもので、その整備に係る工事費又は工事請負費とする。

(ア) 水の循環・再利用に整備

施設から排出される生活雑排水等の循環・再利用のための整備

(イ) 生ゴミ等処理の整備

施設から出るごみの有効活用及び排出量の抑制等ゴミ処理のための整備

(ウ) ソーラーの整備

光熱水費等の節減及び地域の環境保全のためのソーラーの整備

(エ) その他

資源の有効活用及び地域の環境保全のための整備であって必要と認められるもの

(2) 消融雪設備整備

ア 趣旨

積雪時における通路の凍結等を防止し、児童等の安全確保及び職員の業務の負担軽減を図る。

イ 対象施設

交付要綱の第5条に定める特別豪雪地域に所在する施設であって、消融雪設備の整備が特に必要と認められる施設

ウ 対象経費

建物に固定して一体的に整備するもので、消融雪設備に係る工事費又は工事請負費とする。

(3) 屋外教育環境整備

ア 趣旨

施設の屋外環境を様々な体験活動の場として活用し、たくましく心豊かな子供達を育成するため、屋外教育環境の一体的な整備充実を図る。

イ 対象施設

創設・増築・増改築・改築と同一年度に整備を行う幼保連携型認定こども園

ウ 対象経費

私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）交付要綱（平成27年5月14日27文科初第292号）別表1第2項及び別表2に準じて整備されるもので、設置工事等を伴うもの。

認定こども園施設整備交付金実施要領

平成27年5月21日
初等中等教育局長裁定

(通則)

認定こども園施設整備交付金交付要綱第20条の規定に基づき、認定こども園施設整備交付金の実施について必要な事項を、本実施要領で定めるものとする。

1. 事業の内容

認定こども園施設整備交付金は、次により実施する施設整備支援事業とする。

①認定こども園整備

(内容については、別紙1のとおり)

②幼稚園耐震化整備

(内容については、別紙2のとおり)

2. 交付額の算定方法について

ア. 認定こども園整備に係る交付金の額については、市町村(特別区を含む。)が域内の学校法人等による認定こども園施設整備事業について、交付対象経費の1/4以内で補助を行うとき、これに対する都道府県の交付対象事業に対し、交付対象経費の1/2以内を交付金の額として交付する。

イ. 幼稚園耐震化整備に係る交付金の額については、交付対象経費の1/2以内を交付金の額として交付する。

ウ. 交付対象事業に対する交付金の額は、次の(a)により算出した額(以下「交付基礎額」という。)の合計額と(b)により算出した額の合計額を比較していずれか小さい方の額とする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(a) 交付金の対象となる事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1(算定基準表)、別表2(交付基準額表)で定める基準により算出した交付基礎額

(b) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1(算定基準表)で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額に2分の1を乗じた額

3. 国の財政上の特例措置について

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成25年法律第87号)第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業として行う場合は、別表2のうち、「認定こども園整備事業(津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る分)」の基準額を適用する。

また、交付対象となる認定こども園等が豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された豪雪地帯に所在する場合は、別表2のうち、A地域の基準額を適用し、その定める方法により算出された

基準額に対して、0.08を乗じて得られた額を加算し、交付基礎額を算出するものとする。

4. 財産処分の制限等

都道府県及び市区町村が学校法人等に対してこの交付金を財源の一部として補助金を交付する場合には、認定こども園施設整備交付金交付要綱第17条の規定に準じて、財産処分の制限等に係る条件を附さなければならない。

なお、市区町村が財産処分の承認を行う場合は、あらかじめ都道府県の承認を受けなければならない。

5. 認定こども園施設整備交付金交付要綱第10条の規定に基づき、事業の遅延について届出を行う際には、交付要綱の様式6の提出と併せて、別紙様式6-2の遅延事業内訳書を作成し提出すること。

6. 認定こども園施設整備交付金交付要綱第11条の規定に基づき、事業の実施状況について報告を行う際には、交付要綱の様式7の提出と併せて、別紙様式7-2の事業実施状況報告書を作成し提出すること。

7. 認定こども園施設整備交付金交付要綱第12条の規定に基づき、事業の実施状況について報告を行う際には、交付要綱の様式8の提出と併せて、別紙様式8-2の事業実績一覧表を作成し提出すること。

8. 留意事項

- ・上記の各整備間及び、①認定こども園整備については、厚生労働省所管の保育所等整備交付金による整備事業と連携を図ること。
- ・①認定こども園整備については、都道府県が認定こども園の整備を行う市町村（特別区を含む。）に対し支援を行うものとし、②幼稚園耐震化整備については、都道府県が認定こども園への移行を予定する施設に対し支援を行うものとする。
- ・その他交付金の取扱いに関して必要な事項については別に通知する。

認定こども園整備

1 目的

幼児教育と保育を一体的に提供する認定こども園等の施設整備に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うことを目的とする。

2 内容

(1) 整備内容

幼保連携型認定こども園、又は幼保連携型の要件を満たす保育所型認定こども園の幼稚園機能部分等の新設、修理、改造を実施する。

(2) 整備対象施設

- ① 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成24年法律第66号）（以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に基づく幼保連携型認定こども園において学校としての教育を実施する部分（以下「学校教育部分」という。）
- ② 認定こども園法第3条第2項第2号に基づく保育所型認定こども園の幼稚園機能部分
- ③ 認定こども園法第3条第2項第1号又は第4項第1号に基づく幼稚園型認定こども園を構成する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園

(3) 施設の設置主体（事業者）

① 2(2)①の場合

学校法人又は社会福祉法人（幼保連携型認定こども園の設置者である場合において当該学校教育部分の施設整備を行う場合に限る。）

② 2(2)②の場合

学校法人又は社会福祉法人（保育所型認定こども園を構成する保育所の設置者と同一の社会福祉法人が当該幼稚園機能部分の施設整備を行う場合に限る。）

③ 2(2)③の場合

学校法人又は社会福祉法人（幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園の設置者と同一の社会福祉法人が当該幼稚園部分の施設整備を行う場合に限る。）

3 交付基準額・負担割合等

(1) 交付基準額

別表1（算定基準）、別表2（交付基準額表）で定める基準により算出

(注) 財政上の特別措置

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年法律

第87号)第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業として行う場合は、(別表)補助基準額表のうち、「認定こども園整備事業(津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る分)」の基準額を適用する。

(2) 負担割合

国1/2、市町村1/4、事業者1/4

(3) 交付対象整備(整備区分)

創設、増築、増改築、改築、大規模修繕等

4 対象経費

種 目	対 象 経 費
<p>本体工事費</p>	<p>施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)。ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>
<p>解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費 (改築・増改築・大規模修繕等の場合が対象) ※大規模修繕等については、仮設整備工事費のみ対象</p>	<p>解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費</p>

5 留意事項

(1) 次に掲げる費用については、対象としないものとする。

- ① 土地の買収又は整地に関する費用
- ② 職員の宿舎に要する費用
- ③ その他施設整備費として適当と認められない費用

(2) 次に掲げる事項を助成金を交付する場合の条件とする。

- ① 交付申請を行う時点で、原則として、幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園のいずれかであること。
- ② 保育所型認定こども園の幼稚園機能部分については、認定こども園法第3条第1

項に基づく都道府県の認定を受けること。

ただし、交付決定をした年度内に上記の要件を満たさなかった場合は、原則として、補助条件違反として交付額の返還を命ずること。

- ③ ①②を前提として、幼稚園型または保育所型の認定こども園となるために必要な施設整備についても交付対象とすること。

ただし、施設整備終了後に幼稚園型または保育所型の認定こども園として認定されなかった場合は、原則として、補助条件違反として交付額の返還を命ずること。

- ④ 幼保連携型認定こども園において児童福祉施設としての保育を実施する部分及び保育所型認定こども園の認可保育所部分（認可保育所を新設することにより、新たに幼保連携型認定こども園及び保育所型認定こども園の認可・認定を受ける場合を含む。）、幼稚園型認定こども園の保育所機能部分（保育所機能部分を新設することにより、新たに幼稚園型認定こども園の認可・認定を受ける場合を含む。）については、保育所等整備交付金により整備を行うこと。

- ⑤ 幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園の整備において一体的に幼稚園部分の改築等を行う場合、また、既存の幼保連携型施設が、認定こども園としての機能を更に拡充させるために行う施設整備についても、対象となり得るものであること。

（３）財産処分について

- ① この交付金により施設整備を行う際に、過去に私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、平成26年3月31日25文科初第1443号「私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）に係る財産処分の承認について」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、文部科学省と事前に相談すること。
- ② この交付金により施設整備を行う際に、過去に厚生労働省所管一般会計補助金等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、平成20年4月17日雇児発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、厚生労働省又は各地方厚生局若しくは地方厚生支局と事前に相談すること。

幼稚園耐震化整備

1 目的

幼児教育と保育を一体的に提供する認定こども園への移行を予定する幼稚園（既に認定こども園に移行した場合を含む。）の耐震化を促進することにより、子どもを安心して育てることが出来るよう基盤整備を行うことを目的とする。

2 内容

(1) 整備内容

認定こども園への移行を予定する幼稚園（既に認定こども園に移行した場合を含む。）の耐震化を促進するための改造を実施する。

(2) 整備対象施設

- ① 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成24年法律第66号）（以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に基づく幼保連携型認定こども園において学校としての教育を実施する部分（以下「教育部分」という。）
- ② 認定こども園法第3条第2項第1号又は第4項第1号に基づく幼稚園型認定こども園を構成する学校教育法第1条に規定する幼稚園
- ③ 認定こども園法第2条第7項に基づく幼保連携型認定こども園への移行を予定する学校教育法第1条に規定する幼稚園（移行後の幼保連携型認定こども園における教育部分）
- ④ 認定こども園法第3条第2項第1号又は第4項第1号に基づく幼稚園型認定こども園への移行を予定する学校教育法第1条に規定する幼稚園

(3) 整備対象施設の設置主体（事業者）

① 2(2)①の場合

学校法人（学校法人等以外の個人立等から学校法人立等に組織変更をし、施設整備完了年度までに設置認可がなされ、当該完了年度又はその翌年度から幼稚園を開設する場合を含む。以下この項において同じ。）又は社会福祉法人（幼保連携型認定こども園の設置者である場合において当該教育部分の施設整備を行う場合に限る。）

② 2(2)②の場合

学校法人又は社会福祉法人（幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園及び保育所機能の設置者が同一の社会福祉法人である場合において当該幼稚園の施設整備を行う場合に限る）

③ 2(2)③の場合

学校法人又は社会福祉法人（移行を予定する幼保連携型認定こども園の設置者である場合において当該教育部分の施設整備を行う場合に限る）

④ 2(2)④の場合

学校法人又は社会福祉法人（移行を予定する幼稚園型認定こども園を構成する幼

幼稚園及び保育所機能の設置者が同一の社会福祉法人である場合において当該幼稚園の施設整備を行う場合に限る)

3 交付基準額・負担割合等

(1) 交付基準額

別表1(算定基準)、別表2(交付基準額表)で定める基準により算出

(注) 財政上の特例措置

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成25年法律第87号)第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業として行う場合は、(別表)補助基準額表のうち、「幼稚園耐震化促進事業(津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る分)」の基準額を適用する。

(2) 負担割合

国1/2、事業者1/2

(3) 交付対象整備(整備区分)

増改築、改築、大規模修繕等(幼保連携型認定こども園の整備に限る。)

4 対象経費

種 目	対 象 経 費
本体工事費	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。) ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
特殊附帯工事費	特殊附帯工事費に必要な工事費又は工事請負費
設計料	事業を行うにあたり必要な設計費
解体撤去工事費、仮設施設整備工事費、	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費
耐震診断費	事業の対象となる棟に係る耐震診断に要する経費

5 留意事項

(1) 次に掲げる費用については、対象としないものとする。

- ① 土地の買収又は整地に関する費用
- ② 職員の宿舎に要する費用
- ③ その他施設整備費として適当と認められない費用

(2) 次に掲げる事項を助成金を交付する場合の条件とする。

① 交付申請を行う時点で、幼稚園、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園のいずれかであること。

② 幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園に移行する計画を有し、実施期限までに認定こども園法第3条第4項第1号に基づく幼保連携型認定こども園、認定こども園法第3条第2項第1号又は第4項第1号に基づく幼稚園型認定こども園のいずれかの機能を備えること。

ただし、交付決定をした年度内に上記の要件を満たさなかった場合は、原則として、補助条件違反として交付額の返還を命ずること。

(3) 財産処分について

この交付金により施設整備を行う際に、過去に私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、平成26年3月31日25文科初第1443号「私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）に係る財産処分の承認について」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、文部科学省と事前に相談すること。

別表 1

算 定 基 準
(創設、増築、増改築、改築)

1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費
施設整備	本体工事費	<p>ア 別表 2 に掲げる 1 施設当たりの交付基準額を基準とする。</p> <p>※1 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成 25 年法律第 87 号)第 12 条第 1 項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第 4 号に基づき政令で定める施設として行う事業を含む。</p> <p>※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和 37 年法律第 73 号)第 2 条第 2 項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、上記に定める方法により算定された基準額に対して 0.08 を乗じて得た額を加算する。</p>	<p>施設の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、文部科学大臣が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(実施要領別紙 1 の 5 留意事項(1)及び別紙 2 の 5 留意事項(1)に定める費用を除く。)及び工事事務費。(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。)</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き(以下同じ。)、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。(以下同じ。)</p>
	特殊 附 帯 工事費	別表 2 に掲げる 1 施設当たりの交付基準額を基準とする。※1、※2 について同上。	特殊 附 帯 工事費 に 必要 な 工事費 又は 工事 請 負 費
	解体撤去工 事費及び仮 設施設整備 工事費	別表 2 に掲げる 1 施設当たりの交付基準額を基準とする。※1、※2 について同上。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

算 定 基 準

(大規模修繕等)

1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費
施設整備	本体工事費	<p>大規模修繕等（耐震化等整備事業を含む。） その他特別な工事費については、次のいずれか低い方の価格を基準に文部科学大臣が必要と認めた額とする。</p> <p>(1) 公的機関（都道府県又は市町村の建築課等）の見積り</p> <p>(2) 工事請負業者の見積もり</p>	<p>施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、文部科学大臣が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（実施要領別紙1の5留意事項（1）及び別紙2の5留意事項（1）に定める費用を除く。）及び工事事務費。（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。）</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。（以下同じ。）</p>
	仮施設整備工事費	<p>大規模修繕等（耐震化等整備事業を含む。）については、文部科学大臣が必要と認めた額とする。</p>	<p>仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費</p>

(別表2)交付基準額表

(通則)

ア 各事業における基準額は、以下の表のとおりとする。

イ 都市部とは、助成決定年度又はその前年度における4月1日現在の人口密度が、1,000人/km²以上の市町村をいう。

(1)認定こども園整備

○幼保連携型認定こども園において学校としての教育を実施する部分

○幼稚園型認定こども園を構成する認可幼稚園部分

<本体工事>

単位:千円

	基準額(1施設当たり)							
	A地域		B地域		C地域		D地域	
	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部
	青森県・岩手県・福島県・ 東京都・富山県・山梨県・ 長野県・沖縄県		北海道・宮城県・秋田県・ 山形県・茨城県・神奈川県・ 新潟県・石川県・岐阜県・ 静岡県・三重県・京都府・ 大阪府・奈良県・鳥取県・ 広島県・熊本県・鹿児島県		栃木県・群馬県・埼玉県・ 千葉県・福井県・愛知県・ 滋賀県・兵庫県・和歌山県・ 鳥取県・岡山県・山口県・ 香川県・高知県・佐賀県・ 長崎県・宮崎県		徳島県・愛媛県・福岡県・ 大分県	
定員20名以下	46,500	51,200	44,200	48,600	41,900	46,100	39,700	43,700
定員21～30名	48,800	53,700	46,500	51,200	45,400	49,900	43,100	47,400
定員31～40名	56,700	62,400	53,300	58,600	51,000	56,200	48,800	53,700
定員41～70名	64,700	71,100	61,300	67,400	57,900	63,700	55,600	61,100
定員71～100名	84,000	92,400	80,600	88,700	76,000	83,600	72,600	79,900
定員101～130名	101,000	111,100	96,500	106,100	90,800	99,900	87,400	96,100
定員131～160名	116,900	128,600	112,400	123,600	105,600	116,100	101,000	111,100
定員161～190名	132,800	146,100	127,100	139,900	120,300	132,400	113,500	124,900
定員191～220名	147,600	162,300	141,900	156,100	136,300	149,800	127,100	139,900
定員221～250名	163,500	179,900	156,700	172,400	148,800	163,600	139,600	153,600
定員251名以上	181,700	199,800	172,600	189,900	164,600	181,100	156,700	172,400
特殊附帯工事	7,000							
設計料加算	本体工事費に係る基準額の5%							

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、A地域基準額を適用し、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て)

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※幼保連携型認定こども園において学校としての教育を行う部分及び幼稚園型認定こども園の認可幼稚園部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とすること。

認定こども園整備(津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る分)

単位:千円

	基準額(1施設当たり)							
	A地域		B地域		C地域		D地域	
	東京都		神奈川県・静岡県・三重県・鹿児島県		千葉県・愛知県・兵庫県・和歌山県・高知県・宮崎県		徳島県・愛媛県・大分県	
	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	61,400	67,600	58,400	64,200	55,400	60,900	52,400	57,600
定員21～30名	64,400	70,800	61,400	67,600	59,900	65,900	56,900	62,500
定員31～40名	74,900	82,300	70,400	77,400	67,400	74,100	64,400	70,800
定員41～70名	85,300	93,900	80,900	89,000	78,400	84,100	73,400	80,700
定員71～100名	110,900	122,000	106,300	117,000	100,300	110,400	95,900	105,500
定員101～130名	133,300	146,700	127,300	140,100	119,800	131,800	115,300	126,900
定員131～160名	154,300	169,800	148,300	163,200	139,300	153,300	133,300	146,700
定員161～190名	175,400	192,900	167,800	184,600	158,900	174,700	149,800	164,800
定員191～220名	194,900	214,300	187,300	206,100	179,900	197,800	167,800	184,600
定員221～250名	215,800	237,400	206,800	227,500	196,400	216,000	184,300	202,800
定員251名以上	239,800	263,800	227,800	250,600	217,300	239,100	206,800	227,500
特殊附帯工事	9,200							
設計料加算	本体工事費に係る基準額の5%							

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、A地域基準額を適用し、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て)

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※幼保連携型認定こども園において学校としての教育を行う部分及び幼稚園型認定こども園の認可幼稚園部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とすること。

<解体撤去工事、仮施設整備工事>

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	解体撤去工事		仮施設整備工事	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	931	1,024	1,658	1,824
定員21～30名	1,056	1,181	2,024	2,228
定員31～40名	1,408	1,549	2,453	2,698
定員41～70名	1,771	1,949	3,407	3,748
定員71～100名	2,498	2,748	5,111	5,622
定員101～130名	2,998	3,298	6,133	6,747
定員131～160名	3,748	4,123	7,867	8,434
定員161～190名	4,497	4,948	8,383	9,221
定員191～220名	5,247	5,772	9,780	10,758
定員221～250名	5,997	6,597	11,177	12,295
定員251名以上	6,747	7,422	12,574	13,832

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、その定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て)

※一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※幼保連携型認定こども園において学校としての教育を行う部分及び幼稚園型認定こども園の認可幼稚園部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とすること。

認定こども園整備(津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る分)

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	解体撤去工事		仮施設整備工事	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	1,228	1,352	2,188	2,407
定員21～30名	1,393	1,533	2,671	2,938
定員31～40名	1,858	2,044	3,238	3,562
定員41～70名	2,338	2,572	4,497	4,947
定員71～100名	3,298	3,627	6,746	7,421
定員101～130名	3,957	4,353	8,096	8,906
定員131～160名	4,947	5,442	10,121	11,133
定員161～190名	5,937	6,531	11,065	12,172
定員191～220名	6,926	7,619	12,910	14,200
定員221～250名	7,916	8,708	14,754	16,229
定員251名以上	8,906	9,797	16,598	18,258

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、その定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て)

※一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※幼保連携型認定こども園において学校としての教育を行う部分及び幼稚園型認定こども園の認可幼稚園部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とすること。

○保育所型認定こども園の幼稚園機能部分

<本体工事>

単位:千円

区分	基準額(1施設当たり)			
	A地区	B地区	C地区	D地区
	青森県・岩手県・福島県・ 東京都・富山県・山梨県・ 長野県・沖縄県	北海道・宮城県・秋田県・ 山形県・茨城県・神奈川県・ 新潟県・石川県・岐阜県・ 静岡県・三重県・京都府・ 大阪府・奈良県・鳥取県・ 広島県・熊本県・鹿児島県	栃木県・群馬県・埼玉県・ 千葉県・福井県・愛知県・ 滋賀県・兵庫県・和歌山県・ 鳥取県・岡山県・山口県・ 香川県・高知県・佐賀県・ 長崎県・宮崎県	徳島県・愛媛県・福岡県・ 大分県
定員20名以下	32,500	31,000	29,300	27,700
定員21～30名	34,100	32,500	31,700	30,100
定員31～40名	39,700	37,300	35,700	34,100
定員41～70名	45,300	42,900	40,500	38,900
定員71～100名	58,700	56,400	53,200	50,800
定員101～130名	70,700	67,500	63,500	61,100
定員131～160名	81,800	78,700	73,900	70,700
定員161～190名	93,000	89,000	84,200	79,400
定員191～220名	103,300	99,300	95,400	89,000
定員221～250名	114,400	109,700	104,100	97,700
定員251名以上	127,100	120,800	115,200	109,700

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、A地域基準額を適用し、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て)

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※保育所型認定こども園の幼稚園機能部分を整備する場合、当該機能部分の定員規模に該当する基準額とすること。

認定こども園整備事業(津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る分)

単位:千円

区分	基準額(1施設当たり)			
	A地区	B地区	C地区	D地区
	東京都	神奈川県・静岡県・三重県・ 鹿児島県	千葉県・愛知県・兵庫県・ 和歌山県・高知県・宮崎県	徳島県・愛媛県・大分県
定員20名以下	42,900	40,900	38,700	36,600
定員21～30名	45,000	42,900	41,900	39,800
定員31～40名	52,400	49,200	47,100	45,000
定員41～70名	59,700	56,600	53,500	51,300
定員71～100名	77,500	74,400	70,200	67,000
定員101～130名	93,300	89,100	83,800	80,700
定員131～160名	108,000	103,800	97,500	93,300
定員161～190名	122,700	117,400	111,200	104,800
定員191～220名	136,300	131,100	125,800	117,400
定員221～250名	151,000	144,800	137,400	129,000
定員251名以上	167,800	159,400	152,100	144,800

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、A地域基準額を適用し、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て)

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※保育所型認定こども園の幼稚園機能部分を整備する場合、当該機能部分の定員規模に該当する基準額とすること。

<解体撤去工事、仮設施設整備工事>

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	解体撤去工事	仮設施設整備工事
定員20名以下	651	1,160
定員21～30名	739	1,417
定員31～40名	985	1,717
定員41～70名	1,240	2,385
定員71～100名	1,748	3,578
定員101～130名	2,098	4,293
定員131～160名	2,623	5,366
定員161～190名	3,148	5,867
定員191～220名	3,673	6,846
定員221～250名	4,198	7,824
定員251名以上	4,723	8,802

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、その定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て)

※一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※保育所型認定こども園の幼稚園機能部分を整備する場合、当該機能部分の定員規模に該当する基準額とすること。

認定こども園整備(津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る分)

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	解体撤去工事	仮設施設整備工事
定員20名以下	860	1,532
定員21～30名	975	1,870
定員31～40名	1,300	2,266
定員41～70名	1,636	3,148
定員71～100名	2,308	4,723
定員101～130名	2,770	5,667
定員131～160名	3,463	7,084
定員161～190名	4,156	7,745
定員191～220名	4,849	9,036
定員221～250名	5,541	10,327
定員251名以上	6,233	11,818

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、その定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て)

※一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※保育所型認定こども園の幼稚園機能部分を整備する場合、当該機能部分の定員規模に該当する基準額とすること。

○幼稚園耐震化整備

<本体工事>

単位:千円

	基準額(1施設当たり)							
	A地域		B地域		C地域		D地域	
	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部
	青森県・岩手県・福島県・ 東京都・富山県・山梨県・ 長野県・沖縄県		北海道・宮城県・秋田県・ 山形県・茨城県・神奈川県・ 新潟県・石川県・岐阜県・ 静岡県・三重県・京都府・ 大阪府・奈良県・鳥取県・ 広島県・熊本県・鹿児島県		栃木県・群馬県・埼玉県・ 千葉県・福井県・愛知県・ 滋賀県・兵庫県・和歌山県・ 鳥取県・岡山県・山口県・ 香川県・高知県・佐賀県・ 長崎県・宮崎県		徳島県・愛媛県・福岡県・ 大分県	
定員20名以下	46,500	51,200	44,200	48,600	41,900	46,100	39,700	43,700
定員21～30名	48,800	53,700	46,500	51,200	45,400	49,900	43,100	47,400
定員31～40名	56,700	62,400	53,300	58,600	51,000	56,200	48,800	53,700
定員41～70名	64,700	71,100	61,300	67,400	57,900	63,700	55,600	61,100
定員71～100名	84,000	92,400	80,600	88,700	76,000	83,800	72,600	79,900
定員101～130名	101,000	111,100	96,500	106,100	90,800	99,900	87,400	96,100
定員131～160名	116,900	128,600	112,400	123,600	105,600	116,100	101,000	111,100
定員161～190名	132,800	146,100	127,100	139,900	120,300	132,400	113,500	124,900
定員191～220名	147,600	162,300	141,900	156,100	136,300	148,800	127,100	139,900
定員221～250名	163,500	179,900	156,700	172,400	148,800	163,600	139,800	153,600
定員251名以上	181,700	199,800	172,600	189,900	164,600	181,100	156,700	172,400
特殊附帯工事	7,000							
設計料加算	本体工事費に係る基準額の5%							
耐震診断費	1㎡あたり1,030円							

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、A地域基準額を適用し、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て)

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

<解体撤去工事、仮設施設整備工事>

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	解体撤去工事		仮設施設整備工事	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	931	1,024	1,658	1,824
定員21～30名	1,056	1,161	2,024	2,226
定員31～40名	1,408	1,549	2,453	2,698
定員41～70名	1,771	1,949	3,407	3,748
定員71～100名	2,498	2,748	5,111	5,622
定員101～130名	2,998	3,298	6,133	6,747
定員131～160名	3,748	4,123	7,667	8,434
定員161～190名	4,497	4,948	8,383	9,221
定員191～220名	5,247	5,772	9,780	10,758
定員221～250名	5,997	6,597	11,177	12,295
定員251名以上	6,747	7,422	12,574	13,832

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、その定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て)

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

幼稚園耐震化整備(津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る分)

<本体工事>

単位:千円

	基準額(1施設当たり)							
	A地域		B地域		C地域		D地域	
	東京都		神奈川県・静岡県・三重県・鹿児島県		千葉県・愛知県・兵庫県・和歌山県・高知県・宮崎県		徳島県・愛媛県・大分県	
	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	61,400	46,700	40,400	44,400	38,300	42,200	36,200	39,900
定員21～30名	64,400	49,000	42,500	46,700	41,400	45,600	39,400	43,300
定員31～40名	74,900	57,000	48,700	53,600	46,600	51,300	44,500	49,000
定員41～70名	85,300	65,000	55,900	61,500	52,800	58,100	50,800	55,800
定員71～100名	110,900	84,400	73,600	80,900	69,400	76,400	66,300	73,000
定員101～130名	133,300	101,500	88,100	96,900	82,900	91,200	78,800	87,800
定員131～160名	154,300	117,400	102,600	112,900	96,400	106,000	92,200	101,500
定員161～190名	175,400	133,400	116,100	127,700	109,900	120,900	103,700	114,000
定員191～220名	194,900	148,200	129,600	142,500	124,400	136,800	116,100	127,700
定員221～250名	215,800	164,200	143,100	157,400	135,800	149,400	127,500	140,300
定員251名以上	239,800	182,500	157,600	173,300	150,300	165,400	143,100	157,400
特殊附帯工事	7,000							
設計料加算	本体工事費に係る基準額の5%							
耐震診断費	1㎡あたり1,030円							

※豪雪地域対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、A地域基準額を適用し、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て)

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

<解体撤去工事、仮施設整備工事>

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	解体撤去工事		仮施設整備工事	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	1,228	1,352	2,188	2,407
定員21～30名	1,393	1,533	2,671	2,938
定員31～40名	1,858	2,044	3,238	3,562
定員41～70名	2,338	2,572	4,497	4,947
定員71～100名	3,298	3,627	6,746	7,421
定員101～130名	3,957	4,353	8,096	8,906
定員131～160名	4,947	5,442	10,121	11,133
定員161～190名	5,937	6,531	11,065	12,172
定員191～220名	6,926	7,619	12,910	14,200
定員221～250名	7,916	8,708	14,754	16,229
定員251名以上	8,906	9,797	16,598	18,258

※豪雪地域対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、その定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て)

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)